

改 正 案	現 行
○香芝市監査委員条例 （現金出納の検査） 第7条 法第235条の2第1項の規定による出納検査の期日は、毎月25日（その日が香芝市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、<u>その翌日</u>）とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。 （職員の賠償責任の決定等） 第10条 監査委員は、<u>法第243条の2の9第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定による監査及び決定については当該監査及び決定を求められた日から30日以内に、<u>法第243条の2の9第8項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定による意見を求められたときは当該意見を求められた日から30日以内に市長に通知し、又は提出しなければならない。	○香芝市監査委員条例 （現金出納の検査） 第7条 法第235条の2第1項の規定による出納検査の期日は、毎月25日（その日が香芝市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、<u>その翌日とする。</u>）とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。 （職員の賠償責任の決定等） 第10条 監査委員は、<u>法第243条の2の8第3項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定による監査及び決定については当該監査及び決定を求められた日から30日以内に、<u>法第243条の2の8第8項</u>（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定による意見を求められたときは当該意見を求められた日から30日以内に市長に通知し、又は提出しなければならない。

香芝市監査委員条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例 （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の免責額） 第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額（市長にあつては、当該普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額）を控除して得た額について免れるものとする。	○香芝市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例 （趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 （損害賠償責任の免責額） 第2条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額（市長にあつては、当該普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額）を控除して得た額について免れるものとする。

香芝市監査委員条例等の一部を改正する条例 新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
○香芝市下水道事業の設置等に関する条例 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。	○香芝市下水道事業の設置等に関する条例 （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。